

7 字運協第 1 号
令和 8 年 1 月 30 日

宇美町長 安川 茂伸 殿

宇美町国民健康保険事業の運営に関する協議会

会長 高橋 紳 章



令和 8 年度宇美町国民健康保険税について（答申）

令和 8 年 1 月 22 日付 7 字住第 2806 号をもって諮問のあった、令和 8 年度宇美町国民健康保険税について、慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申する。

記

1 令和 8 年度宇美町国民健康保険税について

（1）医療分

- ① 所得割率は 9.05% を 7.6% とすることが適当である。
- ② 被保険者均等割額は 28,000 円を 27,000 円とすることが適当である。
- ③ 世帯別平等割額を 29,000 円で据え置きとすることが適当である。

（2）後期高齢者支援金等分

- ① 所得割率は 2.5% を 2.8% とすることが適当である。
- ② 被保険者均等割額は 8,000 円を 9,000 円とすることが適当である。
- ③ 世帯別平等割額を 9,000 円で据え置きとすることが適当である。

（3）介護納付金分

- ① 所得割率は 2.1% を 2.2% とすることが適当である。
- ② 被保険者均等割額を 10,000 円で据え置きとすることが適当である。
- ③ 世帯別平等割額を 7,000 円で据え置きとすることが適当である。

（4）子ども・子育て支援金分

- ① 所得割率は 0.27% とすることが適当である。
- ② 被保険者均等割額を 1,000 円とすることが適当である。
- ③ 世帯別平等割額を 1,000 円とすることが適当である。
- ④ 18 歳以上均等割額を 60 円とすることが適当である。

2 附帯意見

（1）今後も「福岡県国民健康保険運営方針」に基づき、効率的な事業運営に努めるとともに、収納率の向上や医療費の適正化に取り組むこと。

（2）保険給付費の適正化に向け、特定健康診査などの保健事業をさらに推進すること。

また、町としても、小児生活習慣病予防健康診査（うみっ子健診）や食育などを通じた小児期からの健康な生活習慣づくり、青年期・壮年期世代への生活習慣病の改善に向けた働きかけを行うとともに、データヘルス計画の推進、特定検診の受診率及び特定保健指導率向上への取組みなど切れ目なく事業を実施し、長期的な対策を講じていくこと。

（3）宇美町の国民健康保険事業は、平成30年度の国保制度改革以降安定的な財政運営が確保されているが、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行や被用者保険の適用拡大により被保険者数が大幅に減少している一方で、高齢化の進行や医療の高度化などにより、1人当たりの医療費は増加傾向にあるなど、国民健康保険事業を取り巻く環境は厳しさを増している。

また、新たに子ども・子育て支援金制度創設に伴い、令和8年度から国民健康保険制の3区分（医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分）に加え「子ども・子育て支援金分」が新たに徴収される。これは令和10年度まで毎年段階的に増加する方針となっていることから、原則、県が示す標準保険税率に沿った税率とすることが望ましく、毎年度検討していくこと。

（4）今後も、持続可能な国民健康保険の財政運営に向けて、決算剰余金や国民健康保険財政調整積立基金を活用し、国民健康保険事業費納付金の増加に備え、また、県内保険料率統一に向け、保険税の急激な増額改定に至ることがないよう努めること。